

中国引揚者等子女の入学者特別選抜について（改訂案）

昭和62年11月11日
改訂 平成4年6月 日
国立大学協会

1. 中国引揚者等子女の定義

中国引揚者等子女とは、保護者（父と母、又は父母のいずれか、或いは祖父母等）が引揚者である者をいう。又、引揚者とは、終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引続き外国に居住していた者（当該者を親として終戦後外国において出生した者を含む。）で、終戦後はじめて永住の目的をもって帰国した者をいう。

2. 出願資格の設定

○中国引揚者等子女の特別選抜

出願資格

日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者、その他これに準ずる者であって、保護者が引揚者であり、日本国へ引揚げ後、原則として9年以下である者のうち、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校を卒業した者、及び当該入学年度の前年度（以下「前年度」という。）3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び前年度3月これに該当する見込みの者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者、及び前年度3月これに該当する見込みの者

中国引揚者等子女の入学者特別選抜について（現行）

昭和62年11月11日
国立大学協会

1. 中国引揚者等子女の定義

保護者（父と母、又は父母のいずれか）が引揚者であり、終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引続き外国に居住していた者（当該者を親として終戦後外国において出生した者を含む。）で、終戦後はじめて永住の目的をもって帰国した者をいう。

2. 出願資格の設定

○中国引揚者等子女の特別選抜

出願資格

日本国籍を有する者及び日本国の永住許可を得ている者、その他これに準ずる者であって、保護者が引揚者であり、終戦前（昭和20年9月2日以前をいう。）から引続き外国に居住していた者（当該者を親として終戦後外国において出生した者を含む。）で、終戦後はじめて永住の目的をもって帰国し、日本国へ引揚げ後、原則として9年以下である者のうち、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者

- (1) 高等学校を卒業した者、及び昭和63年3月卒業見込みの者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、及び昭和63年3月これに該当する見込みの者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者、及び昭和63年3月これに該当する見込みの者

- (4) 文部大臣の指定した者、及び前年度3月これに該当する見込みの者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、及び前年度3月これに該当する見込みの者

3. 特別選抜の実施

上記の出願資格等のガイドライン以外の特別選抜の具体的な実施及びその方法等については、各国立大学の自主性に委ねることとする。

以 上

- (4) 文部大臣の指定した者、及び昭和63年3月これに該当する見込みの者
- (5) 大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者、及び昭和63年3月これに該当する見込みの者

3. 特別選抜の実施

上記の出願資格等のガイドライン以外の特別選抜の具体的な実施及びその方法等については、各国立大学の自主性に委ねることとする。

以 上